浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）

（指示、登録の取消し、事業の停止等）

第３２条　都道府県知事は、浄化槽工事について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽工事業者に対し、必要な指示をすることができる。

２　都道府県知事は、浄化槽工事業者が次の各号の１に該当するときは、その登録を取り消し、又は６月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　不正の手段により第２１条第１項又は第３項の登録を受けたとき。

二　第２４条第１項第１号、第３号又は第５号から第７号までのいずれかに該当することとなったとき。

三　第２５条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　前項の指示に従わず、情状特に重いとき。

３　第２４条第２項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。